

## コンプライアンス委員会規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という。）定款第40条に定める専門委員会として、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 業務

#### (委員会の業務内容)

第2条 本委員会が目的とする業務の内容は以下のとおりとする。

- 1 本連盟の役職員、会員、専門委員会委員及びスタッフ、審判員、並びに加盟団体（以下「本連盟の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の通報等への対応
- 2 本連盟の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
- 3 コンプライアンス違反に関する事実調査及び理事会への答申
- 4 コンプライアンスに関する講習会の企画及び実施
- 5 グッドガバナンス及びコンプライアンスの推進のため各種規程の立案 6 前各項に附随する事項

### 第3章 委員

#### (選任)

第3条 本委員会の委員は、本連盟の理事、知的障がい者卓球及び卓球の指導経験者並びに学識経験者のうちから、本連盟の理事会において選任する。

- 2 本委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

#### (委員長・副委員長)

第4条 本委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、理事会で選任する。
- 3 委員長は、本委員会の議長となり、会務を総括する。

- 4 本委員会に2名以内の副委員長を置く。
- 5 副委員長は、本委員会の委員の互選により選任される。
- 6 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第4章 委員会

### (招集)

- 第5条 本委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成し、賞罰規程に従い、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。
- 2 委員長は、本委員会を招集しようとするときは、委員に対し、原則として、書面、FAX又は電子メール等適宜の方法により、会議の日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があれば、招集手続を省略することができる。

### (決議)

- 第6条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 前項において、適時的的確な意見表明が相互にできる電話会議又はテレビ会議等を利用することにより会議に出席することができる。
  - 3 本委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
  - 4 本委員会は、原則として、非公開とする。
  - 5 本委員会は、本連盟の役員、他の専門委員会・特別委員会の委員、会員その他必要な者を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (議事録)

- 第7条 本委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 第1項の議事録には、委員長が記名押印するものとする。
  - 3 本委員会の議事録は非公開とする。

## 第5章 調査の手続き

### (調査)

- 第8条 委員長が事実調査の必要があると思料する場合、本委員会は、事実調査を行う。

- 2 本委員会が事実調査を行う場合には、調査委員会を設置することができる
- 3 前項の場合、本委員会は、本委員会の委員または本条第4項に規定する第三者たる専門家を調査委員として任命する。
- 4 本委員会は、事実調査のために必要であると認めた場合、本委員会の委員及び当法人の役員以外の第三者たる専門家を調査委員として委嘱することができる。
- 5 本委員会は、必要に応じて当法人事務局、その他専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。
- 6 本委員会は、事案の内容に応じて、適宜、委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定するなど対応するものとする。
- 7 調査委員会は、調査終了後速やかに調査結果を委員長に報告する。

## 第6章 理事会への報告

(答申)

第9条 本委員会は、第2条に定める倫理規程違反等コンプライアンス違反についての本委員会の意見を理事会に答申する。

- 2 当法人の理事会は、前項の答申に必要な範囲で、本委員会の委員を、当法人の理事会に出席することを認める。

## 第7章 規程の変更

(規程の変更)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

以上

附則〔平成29年5月9日制定〕

- 1 この規程は、平成29年5月9日から施行する。

改訂

平成31年3月13日 第4条第5項、第8条及び第9条を改訂

令和4年10月26日 第2条及び第7条第2項を改訂